

事業主・人事労務担当者のみならずへ

パワーハラスメント

令和2年度改正法施行！！
パワハラ防止対策はお済ですか？

参加無料

防止対策セミナーのご案内



セミナーの概要

職場におけるいじめ・いやがらせに関する都道府県労働局への相談は、年々増加しています。このため、女性活躍推進法等改正法により、**職場でのパワーハラスメント対策が法制化され、事業主に対しての雇用管理上の措置義務等が新設されました。**

愛知労働局では、事業主・人事労務担当者に対して、① パワハラとは何か（パワハラ定義）、② 事業主に義務付けられる雇用管理上の措置、③ パワーハラスメント発生時の対応、④ パワーハラスメントのない職場づくりなど、令和2年度から求められる具体的な対応方法等にかかる改正法セミナーを実施しますので、ぜひご参加ください。複数人での参加も可能です。

◆ 開催一覧（申込は各回とも先着順）

開催日時	会場	定員
令和2年1月20日（月） 13:00～15:00（開場：12:30）	刈谷市総合文化センター （刈谷市若松町2丁目104）	250名
令和2年1月23日（木） 14:00～16:00（開場：13:30）	ウィルあいち ＜愛知県女性総合センター＞ （名古屋市東区上堅杉町1）	800名
令和2年1月27日（月） 14:00～16:00（開場：13:30） ※満席となりました。		400名
令和2年2月3日（月） 13:00～15:00（開場：12:30）	ライフポートとよはし （豊橋市神野ふ頭町3番地-22）	300名
令和2年2月6日（木） 13:00～15:00（開場：12:30）	豊田産業文化センター （豊田市小坂本町1丁目25）	240名

※あいち働き方改革推進大会（令和2年1月14日（火））も受付中です。

参加申し込み方法

愛知労働局

愛知労働局HPへGO

◆ 愛知労働局ホームページからお申し込みください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/home.html>

トップページ下方の「イベント情報」より令和元年度 パワーハラスメント防止対策セミナーをクリックし、案内フォームに沿って必要項目を入力の上、お申し込みください。

※一定期間経過するとイベント情報一覧へ移ります。トップページにない場合は、「イベント情報一覧」→「2019年度のイベント情報はこちらをご覧ください」へ進み、お申し込みください。

◆お問い合わせ：愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課 ☎(052) 857-0312
〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 2階